《報酬費用助成金の申請をされる方へ》

町田市に住民登録等のある方で成年後見制度を利用している本人（被後見人等）が一定の要件に該当する場合は、町田市の成年後見制度利用支援事業で、後見人等及び後見監督人等の報酬費用について助成金の交付が受けられます。

以前に申請のあった方でも、再度交付を受けたい場合は、改めて申請が必要となりますのでご注意ください。（町田市からのご連絡はいたしません。）

※市長申立による場合は申請方法が異なります。別途ご相談ください。

１　交付の対象となる方

本人（被後見人等）の住民票が町田市にある方、または町田市が保険者等になっている方で、かつ以下のいずれかの要件に該当する方です。

【交付対象となる要件】

（１）町田市の生活保護を受給している方

（２）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方

（３）その他市長が認める方（本人が市都民税非課税で、居住する家屋、その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産（交付申請額＋30,000 円以上の預貯金等）を所有していない方）

【交付対象外の方】

※後見人等が親族（本人の配偶者、子や兄弟姉妹等 6 親等内の血族、3 親等内の姻族）の方

※他の同種の給付又は助成を受けている方（社会福祉士会や司法書士会の成年後見助成基金等）

※任意後見制度を利用している方

※保険者（国民健康保険、介護保険などの事業運営者）等が他自治体の方

２　交付額

後見人等及び後見監督人の報酬を合計して**月額 20,000 円（最大 24 万円）**、市民後見人は**月額 10,000 円（最大 12 万円）**を**上限**として、市の予算の範囲内において決定します。

交付額は、予算の範囲内となるため、申請期間終了後に審査の上、交付決定者数により決まります。

３　交付対象期間

家庭裁判所の審判で決定された報酬額のうち、**2022 年 12 月以降の月をひと月以上含む、最長 12 ヶ月分**の報酬です。

※対象期間が 2023 年 11 月末までの方を 2023 年度の助成対象と想定しています。

４　申請期間

2023 年 5 月 15 日（月）から 2024 年 1 月 31 日（水）（必着）

５　申請に必要な書類

町田市福祉総務課に、申請書と必要書類（A4 サイズ）を郵送でご提出ください。書類に不備や不足がある場合は、受付できない場合がございますのでご注意ください。

【全員にご提出いただく書類】

1. **町田市成年後見人等報酬費用助成金交付申請書（第１号様式）**
   ※申請者欄は、本人（被後見人等）の氏名をご記入ください。ただし本人が死亡された場合は、「被後見人等氏名　元後見人等　元後見人等氏名」のようにご記入ください。
2. **登記事項証明書の原本**（紙形式・発行日から原則 3 ヶ月以内。ただし、発行日から 1 年以内で現状と相違ない旨が確認できれば可）
   ※保佐人又は補助人による代理申請の場合は代理権を確認します。
   ※原本はコピー後返却します。
3. **報酬付与審判書謄本の写し**
4. **報酬付与審判請求時の財産目録・通帳等の写し・現金出納簿等**
5. **収支状況報告書**
   （3.4.5.は交付対象期間のもの）

【本人（被後見人等）に関する書類（該当する書類をご提出ください）】

（１）生活保護を受給している方
　➡保護受給証明書の原本
　※交付対象期間最終日に受給が確認できるもの。生活援護課で無料発行しています。

（２）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方
　➡本人確認証の写し

（３）（１）と（２）に該当しない方
　➡本人の市都民税非課税証明書または非課税であることが確認できる公的機関が発行した書類の写し（申請日時点で最新のもの）

（４）死亡された場合
　➡本人が死亡していることを証明する書類（死亡届等の写し）

❀交付が決定された方へのお願い❀

助成金は、口座振込みでお支払いいたします。振込先口座は、申請者本人（被後見人等）の口座または「〇〇〇成年後見人△△△」等の後見人等の管理下に置かれたことが明示された口座とします。（交付決定の場合、振込先口座が未登録の方については債権者登録依頼書をご提出いただきます。）

6　審査・交付（不交付）決定及び助成金の交付について

（１）申請期間終了後、内容審査の上、交付の可否について、
2024 年 2 月 28 日（水）頃に通知します。

（２）交付決定の場合、速やかに交付請求書（第 4 号様式）を町田市福祉総務課へ提出してください。振込先口座が未登録の方については、債権者登録依頼書も合わせてご提出ください。

（３）提出資料を確認の上、登録された口座に助成金を振り込みます。

家庭裁判所	申請者	町田市
	①　報酬付与申立	
②　報酬審判		
	③　申請　　1/31 まで 申請書（第 1 号様式）に 報酬付与審判書謄本の写し等 を添付し提出	
		④　可否通知　　2/28 頃 交付決定の場合、申請者へ交付請求書（第 4 号様式）を送付し、不可の場合は通知のみ送付
	⑤　請求 交付請求書（第 4 号様式）、 振込先口座が未登録の場合は 債権者登録依頼書を提出	
		⑥　助成金の交付 登録された口座に振込

※④の可否通知については、町田市成年後見人等報酬費用助成金交付申請書に後見人等の記入がある場合は、後見人等の住所や事務所に送付します。その際、本人への通知は後見人等から行ってください。

7　申請書送付先・問い合わせ先

〒194-8520　　東京都町田市森野 2-2-22
町田市地域福祉部福祉総務課事業係　電話　042-724-2537　FAX　050-3101-0928